

昭和六十二年十月六日受領
答弁第三九号

内閣衆質一〇九第三九号

昭和六十二年十月六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員岡崎万寿秀君提出三宅島観測柱建設強行等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岡崎万寿君提出三宅島観測柱建設強行等に関する質問に対する答弁書

一について

① 昭和六十二年九月一日に現場に動員した警視庁の警察官は、午前中百七十名、午後からの増援は百名であり、車両については、輸送車等警備活動に必要な台数を搬入した。当日は、観測柱建設予定地等に座り込むなどして工事の着工を妨害した者を排除するなどの警備を行った。

② 当日の工事に関係した東京防衛施設局所属の職員の人数は百四十二名であり、その任務は現場における工事の監督、連絡、交渉及び借上げ用地の管理である。

また、作業員及びガードマンは気象調査の委託を受けた者が更に契約した会社所属の者であり、その人数は作業員十三名及びガードマン九十八名と承知している。

- ③ 輸送は、定期船及び数次にわたる航空機で行った。
- ④ 三宅島に就航している飛行機を利用し、警備に必要な所要の警視庁の警察官を輸送した。
- ⑤ 警察官の出動については、警視庁が諸般の情勢を勘案し、判断した。
なお、同年八月二十九日、東京防衛施設局長から、三宅島警察署長あてに警備要請があつた。
- ⑥ 横浜海上保安部所属の巡視船「みずほ」(乗組員六十名)及び同「みうら」(乗組員二十七名)により警察官を三宅島三池港から東京港晴海埠頭まで輸送した。
- ⑦ 同年八月三十一日、警視庁警備部長が、海上保安庁警備救難部管理課長に協力要請した。
- ⑧ 同年九月一日、警視庁警備部警備第二課長から、運輸省航空局監理部総務課長あてに、三宅島空港の運用時間の延長に関する取り計らいを依頼する旨の要請があつた。
- ⑨ 警察は、適正な職務を遂行したものであつて、住民が多数負傷した事実は承知していない

い。

二について

- ① 地質調査等は、本年度内に実施する予定である。
- ② 防衛施設庁としては、地質調査のために必要な範囲のボーリングを行いたいと考えている。

③ 御指摘の調査の実施に当たっても、三宅村当局の了解は必要でないが、これらの調査が平穩に実施できるよう同村当局の理解を求めるといたしたい。

三について

政府としては、米軍の個々の艦船の運用の根拠、我が国領域外における米軍基地等の所在及び米国内における軍事基地建設に係る規制の内容について承知する立場にない。

右答弁する。